

## 東京大学先端科学技術研究センター 生命情報計測光学分野

### 学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員）募集要項

職名及び人数	学術専門職員 1名
契約期間	令和7年9月1日（応相談）～令和8年3月31日
更新の有無	<p>更新する場合があり得る。</p> <p>更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数2回、在職できる期間は令和10年3月31日を限度とし、以後更新しない。</p> <p>更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。</p>
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	<p>東京大学先端科学技術研究センター生命情報計測光学分野（太田研究室）            （東京都目黒区駒場4丁目6-1）</p> <p>変更の範囲：原則同一部局内</p>
業務内容	微小デバイスを用いた細胞・細菌の分離培養手法の開発や、それらのゲノム解析法の開発を行う。また、マルチモーダル生命解析技術の開発や光学計測技術の開発、これら技術の生命医科学研究応用の実証を行う。（次世代の生命科学・医療の実現に向けた細胞解析の研究技術開発における細胞・細菌培養、分子生物学的実験、デバイスを用いた実験またはその補佐を、必要・適性・要望に応じて行う。また、研究者や学生の研究・教育支援、研究室の物品・備品管理、安全管理など研究室運営を補佐する。）
就業時間	<p>週4-5日(月～金) 1日6時間以上 ※12:00～12:45休憩</p> <p>※勤務日、勤務時間は応相談</p> <p>※時間外労働を命じることがある。</p>
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	<p>時給1,200円～3,000円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。</p> <p>通勤手当（原則55,000円／月まで）、超過勤務手当</p>
加入保険	法令の定めにより健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	<p>下記の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● DNA、RNAなどの核酸を扱う実験経験が豊富な方</li> <li>● チームリーダーの助言をもとに、自主的に実験を計画し、遂行できる方</li> <li>● 記録が取れて、整理整頓が得意な方</li> <li>● 新しく知ることが好きで、手先が器用で、何かを作るのが好きな方</li> <li>● 同僚とコミュニケーションを取って柔軟に学んでいける方</li> </ul> <p>望ましい条件として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次世代シーケンサーの使用経験のある方</li> <li>● 微生物培養の経験がある方</li> <li>● 英語が読める方</li> </ul>

提出書類	1) 東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a>
提出方法	<p>郵送またはメールにて提出してください。</p> <p>【郵送】</p> <p>封筒に「応募書類 生命情報計測光学分野 非常勤・学術専門職員(テクニカルスタッフ) 応募書類在中」と朱書し、記録が残る方法で下記住所に送付のこと。</p> <p>※応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。</p> <p>【メール】</p> <p>上記書類の電子ファイルを以下アドレスに送付  e-mail: u-tise [at] g.ecc.u-tokyo.ac.jp</p> <p>※[at]を@に書き換えて送信してください。</p> <p>※2~3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
応募締切	令和7年7月21日（月）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
問い合わせ先	〒153-8904 東京都目黒区駒場4丁目6-1 東京大学先端科学技術研究センター 生命情報計測光学分野・太田研究室 e-mail: u-tise [at] g.ecc.u-tokyo.ac.jp ※[at]を@に書き換えて送信してください。 電話：03-5452-5028 （電話での問い合わせは平日10時～16時にお願いします。）
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</li> </ul>